

広古新開7丁目・8丁目・9丁目にお住まいで 個人番号(マイナンバー)カードなどをお持ちの方へ

市民窓口課からのお知らせ 平成28年9月

住所変更手続きには、暗証番号が必要です。

- 個人番号(マイナンバー)カード及び住民基本台帳カードの手続きには、暗証番号が必要です。
- 暗証番号が不明な場合は健康保険証・運転免許証などの本人確認書類が別途必要です。

土日 臨時窓口を開設します。

- 住居表示再整備に伴うマイナンバー(個人番号)カードなどの住所変更の手続きのため、広市民センターで臨時窓口を次の日時で開設します。
平成28年9月24日(土) 午前8時30分から午後4時30分まで
平成28年9月25日(日) 午前8時30分から午後4時30分まで
- 勤務都合などで平日来庁いただけない方は、是非ご利用ください。
- なお、この臨時窓口は広古新開7, 8及び9丁目の方限定で開庁しているものですので、その他の地区の方の手続きはお受けしておりませんので、ご注意ください。

手続きができるものは次のとおりです。

【個人番号(マイナンバー)カードをすでにお持ちの方】

- 新住所を記載いたしますのでお持ちください。
- 住居表示変更通知書もお持ちください。
- 署名用電子証明書も格納されている場合は併せて手続きさせていただきます。
- ご本人に来庁いただけない場合や、15歳以下のお子さまの手続きについては、お手数ですが事前にお問い合わせください。

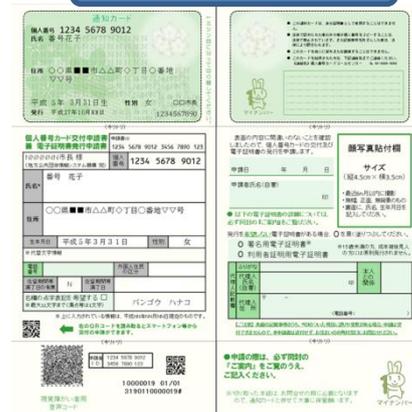


(裏面もご覧ください)

【個人番号(マイナンバー)カードをこれから交付申請される方】

- ・ お手元にある個人番号カード交付申請書(通知カードを切り離れた部分)を使用することができません。
- ・ 新しい交付申請書をお渡しますので、本人確認書類を持って窓口に来庁いただければ、同じ世帯の方のものをまとめてお渡しいたします。ご連絡いただければ郵送もいたします。

交付申請書(イメージ)



【通知カード】～マイナンバーをお知らせしたカードです。

- ・ 身分証明書としての利用はできませんが、裏面に変更後の住所の記載を希望される方は窓口にお持ちください。
- ・ 同じ世帯の方のものをまとめて記載いたします。
- ・ 住居表示変更通知書もお持ちください。

通知カード(イメージ)



【住民基本台帳カード(顔写真付き)】

- ・ 新住所を記載いたしますのでお持ちください。
- ・ 顔写真のないカードは手続き不要です。
- ・ 住居表示変更通知書もお持ちください。
- ・ 電子証明書を格納されている場合は、住所変更後も有効期限までそのままお使いになれます。

住民基本台帳カード(イメージ)



【在留カード・特別永住者証明書】

- ・ 新住所を記載いたしますのでお持ちください。
- ・ 住居表示変更通知書もお持ちください。

在留カード(イメージ)



特別永住者証明書(イメージ)



お問い合わせ先

呉市 市民窓口課 電話番号(0823)25-3161

(表面もご覧ください)